

# NPO 法人による法人後見の取組み事例について

## － 「成年後見センターもりおか」の歩みから－

赤羽 卓朗

### 要 旨

成年後見制度は、2000年の介護保険法施行と同時に始まり、判断能力が十分ではない方々の身上保護や財産管理において重要な役割を果たしている。本稿では、成年後見制度における法人後見について、岩手県盛岡市に所在する「成年後見センターもりおか」を事例として、設立の背景、受任状況、支援の実際等を報告した。また、法人後見には、継続的な支援が可能であること、多様な人材による支援ができることなどのメリットがあるが、「成年後見センターもりおか」には、今後とも、継続的に支援スタッフを確保できるかといった課題があると考えられた。さらに、「成年後見センターもりおか」において、申立支援や親族後見人等への支援など、今後、「成年後見センターもりおか」が取組みを進めるべきと考えられる方向性などを示した。

キーワード：成年後見制度，法人後見，特定非営利活動法人，ボランティア活動

### I はじめに

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力が必ずしも十分ではない方々を対象に、その財産管理と身上監護(保護)を目的として、従来の禁治産制度に代わり、2000年4月1日から介護保険制度の発足と同時期に開始された。

この制度は、介護サービスや障がい福祉サービス利用が契約制度に移行することに伴い、判断能力が必ずしも十分ではない人々のサービス利用を支える手段であると考えられてきた。しかしながら、近年は、毎年利用者数が徐々に増加してはいるものの、全国で約21万8千人にとどまっております、利用が十分に進まないままに経過している。

国は、2017年3月に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」<sup>2)</sup>において、今後の施策

の目標の最初に「利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。」と記しており、従来の制度のあり方が、必ずしも利用者視点からは十分なものではなかったことを示唆している。

本報告では、2008年に、知的障がい者の親、障がい福祉・教育従事経験者など、設立の趣旨に賛同する市民が、法人として知的障がい者の成年後見(後見、保佐、補助)を受任することを目的に、特定非営利活動法人(NPO法人)を設立し、「利用者中心」で「身上保護を重視」することを基本に法人後見活動を行ってきた「認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」(以下、「成年後見センターもりおか」という。)の11年間の歩みを振り返るとともに、成年後見制度の利用による知的障がい者の支援実践を報告し、NPO法人による法人後

見がどのような課題を有し、今後どのような役割を果たしていく必要があるかを検討する。

なお、設立の経過や活動の状況については、成年後見センターもりおかの総会資料、2018年に発行された「10周年記念誌」<sup>3)</sup>、筆者が理事及び支援スタッフとしてかかわった活動実践などを基にしている。本稿中の事例に関する記載については、個人情報保護のため、個人が特定されないよう改変している。

## Ⅱ 成年後見センターもりおかの設立の背景と活動の展開

### 1 成年後見センターもりおか設立の背景

#### 1) ある医師との出会い

平野(2014)<sup>4)</sup>の報告にもあるとおり、知的障がいがある方々の親御さんの多くは、自分の子どもの日々の暮らしをどう支えるか、将来を誰に委ねるかなど、程度の差こそあれ、不安を有していると考えられる。成年後見センターもりおかの設立に動いた中心メンバーは、親の立場から「小鳩会」などの活動を主導してきた方々やその活動を支援してきた市民であり、40年以上前から、親同士がつながり、互いに励まし合い、子どもの成長発達を共に確認し喜びを分かち合う場を作ってきた。

こうした活動はもちろん大切なものであることは言うまでもないが、メンバーの一人が、障がいのある子どもがまだ幼少であった時期に、主治医から「親の会が仲良しクラブのような活動をするのも大切だが、子どもたちの将来を見据えて子どもたちの人権とか権利とかということもこれから大切になってくるのでは」との話を聞いたことが、その後、約30年を経過して、成年後見制度の学習会を開催することの重要な伏線になっており、このことが、単に漠然と不安を感じているだけでなく、将来に向けて人権や権利を具体的にどう守るかを学び、自分たちで方策を検討することに繋がっている。

#### 2) 知的障がい者の権利侵害の存在

岩手県内には、2002年度に、知的障がい者施設を運営する社会福祉法人の理事長が、利用者の障害年金を一括管理して証券投資を行い、2億数千万円の損失をもたらすという重大な事件が発生した事実がある。

また、同じころ、会社に住み込みで生活して就労していた知的障がい者に対し、給料が支払われなかったという賃金未払い事件も発生している。この二つの事例とも、親達は理事長や会社社長を信頼しきっていた。

この二つの事件は、関係者の努力があり、明るみになった。しかしながら、障がいのあるわが子(本人)を託している障がい者施設や就労先において、本人にとって不利益な事態や権利侵害が発生していることに親たちがたとえ気付いたとしても、異議申し立てを行うことは必ずしも容易ではない。異議申し立てをしても表面化せずには有耶無耶にされるのではないかと、異議申し立てを行うことがわが子に対するさらなる権利侵害をもたらすのではないかなどの懸念を、親たちが抱く可能性も否定できない。問題が潜在化することも懸念される。実際に、上記の給与未払い事件では、親たちは事件の解決に動いた福祉関係者に、知的障がいのある本人達の居場所がなくなるとして、問題化を避けようとした事実がある。

こうした「事件」以外に、成年後見センターもりおか設立の中心的メンバーの一人が、消費生活相談員として盛岡市消費生活センターに勤務した経緯があり、消費生活相談の場に、障がいのある方がトラブルを抱えて来談している事例を体験し、障がい者が消費者被害の対象となることに、強い懸念を持っていた。

#### 3) 福祉サービス利用制度の変化

わが国では、社会福祉基礎構造改革や2000年の介護保険制度の開始、その後の障害者総合支援法の施行などにより、福祉サービスの利用は従来の措置制度から契約中心の方式(「利用契約制度」)に移行した。利用契約制度

に移行することに伴い、措置決定の権限を有していた行政庁は、サービス利用資格（要介護度や障がい支援区分）の認定実施主体、保険者などとしての財政の管理運営、事業者指定などの役割を担うこととなり、福祉サービスの利用決定については、サービス利用のための相談支援を担う専門職（ケアマネジャーや障害者相談支援専門員）の援助を受けながら、利用者自らが必要とするサービスを選択し「ケアパッケージ」として利用する仕組みとなった。

知的障がい者の場合、サービス利用当事者（障がい者本人）の意思に基づく利用契約は必ずしも容易ではない。成人に達している場合には、本人の意思と判断により障がい福祉サービスの利用契約を本人が行うことが本来の姿ではあるが、實際上、両親など親族の判断をもとに、「本人の名前」で契約が進められる場合がほとんどであると考えられる。「利用契約制度」は、福祉サービスの利用を、利用者がその権利性をもとに主体的に利用決定する仕組みとして、「措置制度」に比べて大きなメリットを有しているが、知的障がい者など、判断能力が十分ではない方にとっては、障がい者本人に対する意思決定の支援がなされない場合、こうしたメリットは希薄になる可能性を否定できない。両親等は、本人の最善を考えて代行して福祉サービスの利用契約書にサインしていると考えられるが、そもそも、両親等が本人に替わって契約を行うことができるという法的な根拠はなく、後見人等の正当な代理人が本人の意思を尊重しながら契約を結ぶことが本来の姿であると考えられる。

また、親たちが高齢化するなどにもない、こうした契約を代行することには自ずから限界があり、また、その後を訪れるであろう「親なき後」の生活において、介護・福祉サービスに限らず、本人が必要とする社会に存在する各種サービスをどの様に利用するかに関して、親たちの大きな不安要因になっていると考え

られる。

さらに、現実には、親が既にお亡くなりになるなど、本人を支援することが出来なくなっている事例も少なからず存在し、こうした方々の利用契約を支援する制度として成年後見制度の利用が必要不可欠となっている場合もある。

「利用契約制度」のもとで、本人にとって必要な福祉サービスの利用を、本人の意思を尊重しながら支援し、本人の望む生活を実現するという本来の姿を実現しようとする 것도、法人後見の取組み実施への動機の一つとなっている。

なお、成年後見制度の利用に関して、親達が無関心であるというわけではない。成年後見センターもりおかが2017年度に実施した盛岡地域の障がい者通所事業所利用者の保護者を対象として実施した調査の結果<sup>5)</sup>によると、成年後見制度をほとんど知らないと回答したのは、全体の15.3%であり、多くの親たちが程度の差はあれ、成年後見制度を知っていると回答している。ただ、利用意向は大きくなく、「利用したいが今すぐは考えていない」「将来は利用するかもしれない」「将来も利用は考えていない」を合わせると、90%以上となっており、障がい福祉サービスの利用が契約制度に移行しているにもかかわらず、成年後見制度の利用について、「将来のこと」などと考えている傾向が高いと考えられる。

## 2 学習会の開始、法人の設立、最初の受任

以上のような背景の下、幼少期から歩みを共にしてきた親たち、幼児期から相談や学校場面で親たちと関りがあった福祉関係者、教育関係者や大学教員、消費者問題に取り組む弁護士などが中心となり、2007年頃から成年後見制度に関する学習会を定期的に開催した。こうした活動を進めた背景には、「自分の子どもを守る」ということに留まらず、社会の仕組みとして知的障がい者の生活や権利をどのよ

うに守り安心できる環境を作り上げるかという思いがあった。全ての親は、「我が子に生涯を通じて安らかに豊かに生活する人生」を願っているが、知的障がいがある方の場合には、障がい者本人が自分の力だけではこうした人生を実現することが困難なため、「誰かの支援」を必要としている場合が多いと考えられる。親は子に先立ってこの世を去ることが、自然の摂理ではあるが、「親なき後」に知的障がいのある「子」(子と言っても実際には成人している。)の生活を支える「誰か」「手だて」をどうするのが大きなテーマとなってきた。

2007年度から始まった学習会を進める中で、他県で行っている法人後見活動の事例なども学び、岩手県においても後見活動を担う法人を設立するべきとの方向となり、2008年10月1日に「親なき後」の生活を支える取組みを進める法人として、「特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」が設立された。この法人は、成年後見受任を目的とした、岩手県で最初のNPO法人となった。

法人による後見を選んだ主な理由は、1)法人後見は、組織の力を活用した支援が可能と考えられること、2)個人後見と異なり、長期間にわたる継続支援が可能と考えられること、3)親族などに後見人として適任者がいない場合の受け皿となり得ると考えられることなどであった。

設立当初の定款上の法人の主な目的は、「知的障がい者を対象とした支援」であり、最近まで、定款上は、受任対象を知的障がい者に限定してきた。なお、近年の成年後見制度を取り巻く状況などを考慮し、2019年に定款を変更して知的障がい者以外の方についても受任対象としている。

設立から8か月間は後見人等として受任することがないまま経過し、成年後見制度に関する相談を中心として活動を行ったが、2009年6月に第1号を受任した。最初の受任は、地元紙が当センターを紹介した記事を目にして

相談に訪れた方であった。その後、受任件数は順調に増加している。なお、2012年12月には、岩手県内最初の「認定特定非営利活動法人」となっており、現在も継続して認定され、寄付について税法上の優遇措置がなされている。

### Ⅲ 受任状況及び後見等による支援について

#### 1 後見等の受任の状況

2019年3月までに、27件の後見等(後見、保佐、補助)を受任している。年度ごとの受任件数、男女別、類型別の内訳は、表1及び2のとおりである。2019年度の新たな受任はない。

2016年が6人と最も受任件数が多かったが、近年は2～3件の受任数で推移している。男女別では、男性が17人(63.0%)、女性が10人(37.0%)となっている。

受任時の類型別では、後見類型が最も多く20件(74.1%)、保佐類型が6件(22.2%)、補助類型が1件(3.7%)となっている。受任後に類型が変更となった事例はない。審判確定時の平均年齢は、50歳4か月である。

表1 年度ごとの受任状況 (件)

受任年度	後見	保佐	補助	計
2008年度				0
2009年度	2	1		3
2010年度			1	1
2011年度	1			1
2012年度				0
2013年度	3			3
2014年度	5	1		6
2015年度	3	2		5
2016年度	3			3
2017年度	1	2		3
2018年度	2			2
計	20	6	1	27

表2 男女別の状況 (人, %)

性別	後見	保佐	補助	計
男	13	3	1	17
	76.5	17.6	5.9	100.0
女	7	3		10
	70.0	30.0	0.0	100.0
計	20	6	1	27
	74.1	22.2	3.7	100.0

申立人の状況は、表3のとおりであり、親族が18件(66.7%)と最も多く、次いで本人が5件(18.5%)となっている。市町村長による審判請求事例の受任は4件(14.8%)であり、受任したのは、2016年以降と比較的最近である。

表3 申立人の状況 (件)

申立人		後見	保佐	補助	計	計
本人	本人	1	4		5	5
親族	配偶者	1			1	18
	子	1			1	
	親	8	2	1	11	
	兄弟	2			2	
	親兄弟以外の親族	3			3	
市町村長		4			4	4
計		20	6	1	27	27

なお、これまで受任した者の内3名が死亡しており、現在も継続して受任しているのは、24件である。この24人の生活の場は、自宅で家族と同居2人、障害者入所支援施設7人、グループホーム10人、民間アパート3人、長期入院中2人となっている。

受任時の年齢及び現在の満年齢の状況は、表4及び表5のとおりである。

受任時の平均年齢は、50歳4か月であり、知的障がい者が高齢化しているといわれる中で、70歳代の方の受任もあった。

受任している方々の、現在の平均年齢(死亡した3人を除く24人の平均年齢)は、54歳8か月となっている。また、これらの方々の受任後の平均期間は、4年8か月となっている。受任期間が10年を超える方が2名、8年以上10年未満が3名など、長期間の受任となっている方がいる。受任者中の最高年齢者は、80歳を超えている。

表4 受任時の満年齢の分布 (人)

	後見	保佐	補助	計
20歳代		1		1
30歳代	3	2	1	6
40歳代	6	2		7
50歳代	5	1		6
60歳代	3			3
70歳以上	3			3
計	20	6	1	27

表5 現在の受任者の年齢分布

	後見	保佐	補助	計
30歳代		3	1	4
40歳代	4	2		6
50歳代	6	1		7
60歳代	5			5
70歳代	1			1
80歳代	1			1
計	17	6	1	24

受任時の平均年齢は、前述のとおり50歳4か月であり、親たちが高齢化してくる時期にあたる年代となっている。表6に示す通り、受任時に両親とも健在であった方は1人のみであり、両親とも死亡(8人)、両親が病弱(1人)、片親のみ(17人)等の状況にあり、このことが申立に至った背景にあると推測される。また、受任後、数年を経過した現在では、受任時に片親であった17人の内、両親とも死亡した方が6人、病弱や老齢などの状態になった方

が5人となっている。確実に「親なき後」の支援の必要性が見えてきており、後見人等の役割の重要性がうかがわれる。

こうしたことから、本人の状況、親や兄弟など家族の状況を考慮しながら、早い段階から、「親なき後」を想定し、成年後見制度の利用を検討していくことが必要であり、障がい者の相談支援を担う事業所や担当の相談支援専門員が、成年後見制度の利用支援についての知識やノウハウを持ち、必要な支援を行っていくことが必要と考えられる。

表6 受任時及び現在の両親の状況

受任時	現在	人数
両親あり	両親あり健在	1
両親あり離婚	両親あり離婚	1
片親	片親健在	6
片親	高齢・交流乏しい	4
片親	両親とも死亡	6
片親病弱	片親病弱	1
両親死亡	両親死亡	8
計		27

\*死亡した3事例は、死亡時の両親の状況

受任時に調査した審判開始の動機（複数回答）では、財産管理24件（88.9%）、遺産相続3件（11.1%）、生命保険請求2件（7.4%）、財産整理処分4件（14.8%）、施設入所等16件（59.3%）、その他7件（25.9%）となっている。

「財産管理」が最も多いが、障がい福祉サービス利用と関連すると考えられる。「施設入所」等も大きな割合を占めており、複数の要因が申立てに至る背景にあると推測される。

## 2 受任に至るまでのルート

成年後見センターもりおかが受任に至るまでの経過については、いくつかのルートがあるが、主に次のような事例ある。なお、複数のルートが関連している場合がほとんどである。

例えば、下記の1)のマスコミ報道からのルートであっても、きっかけは報道であったが、担当の相談支援専門員経由で、成年後見センターもりおかにつながった場合などもある。一概に、個々の事例について、受任に至るルートを特定することは困難である。

主要なルートとしては、2)が中心となっている。障がい福祉サービス利用を進める過程で、サービス利用支援のための身上保護の必要性があきらかとなり、申立てにつながったものと考えられる。最近では、身寄りがいない方などについて、市町村長審判請求による事例が出てきている。

### 1) マスコミ報道などからのルート

成年後見センターもりおか設立後、高齢期となった親がマスコミ報道などによりこのセンターの存在を知り、相談に訪れ、相談⇒申立て支援⇒受任⇒後見等という流れで支援につながった事例。

### 2) 市町村障がい福祉担当課や障がい福祉サービス事業者からのルート

市町村障がい福祉担当課や障がい福祉サービス事業所(相談支援事業所を含む)が、本人の状況、親・家族の状況から、成年後見制度の利用の必要性などについて相談に訪れ、その後、本人や親の同意のもとに、相談⇒申立て支援⇒後見等による支援につながった事例。

### 3) 家庭裁判所の審判決定によるルート

相談や申立て支援の段階までは、成年後見センターとの関りが無いままに経過していたが、家庭裁判所が審判の段階で法人後見が適当と判断して家庭裁判所から打診を受け、受任⇒後見等による支援につながった事例。

### 4) 市町村長審判請求によるルート

市町村長審判請求の段階で、市町村から、成年後見センターもりおかが後見人等の候補者となることについて、打診を受け、受任⇒後見等に繋がった事例。

などがある。

### 3 支援の体制

組織体制は図1のとおりである。

成年後見センターの組織体制は、業務の担い手である「支援スタッフ」(16人)、業務についての助言機関である「運営会議」、法人業務の執行機関である「理事会」、業務運営を監督する「監事」、意思決定機関である「総会」から構成されている。

盛岡市内中心部に所在する「岩手教育会館」内に事務所を借用し、業務を行っている。

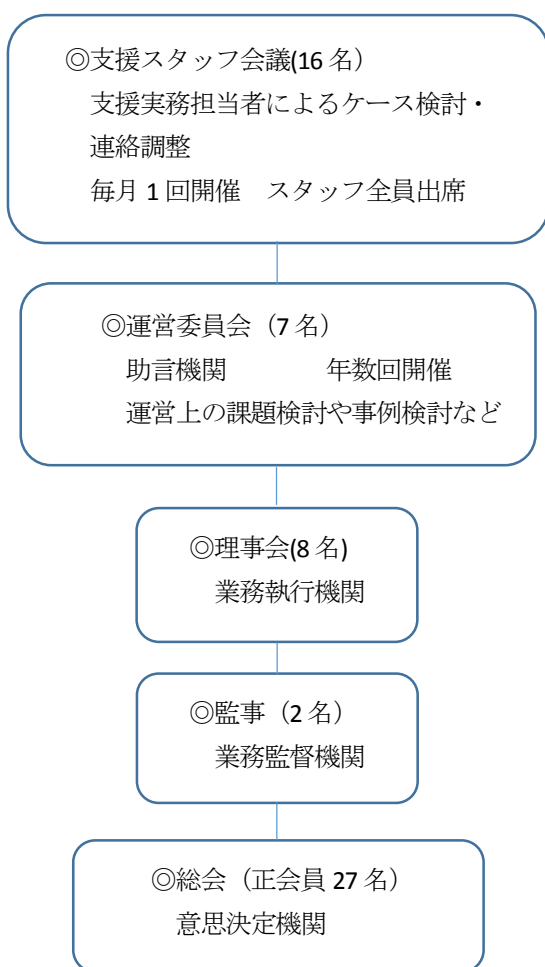


図1 成年後見センターもりおかの組織体制

毎月1回、支援スタッフが全員出席する「支援スタッフ会議」を開催し、全受任ケースについて各支援チームから報告を行い、課題となる点があれば、全員で検討する体制をとって

いる。この会議には、盛岡市内に事務所を有する4人の弁護士(理事長を含む)が、多忙な中、無償ボランティアとして交替で参加している。相続や消費者問題等について、スタッフ会議の場で、ケース検討を行っている過程で、弁護士から専門的な視点からのアドバイスを随時得ることが出来る体制となっており、後見等の活動を行う上で、大きな強みとなっている。なお、弁護士である理事長が、同じビルの同じフロアに事務所を置いていることから、スタッフ会議以外でも、法人の運営や支援における法的な事項について、必要に応じて相談可能な体制にある。

現在は16名の支援スタッフが、原則として支援スタッフ2名～3名で支援チームを構成して各受任ケースを担当しており、必ず複数担当制とし、一人の支援スタッフが単独で支援しているケースはない。

16名の支援スタッフは、法人設立準備期当初から参画したメンバーが中心となっており、法人設立後に参画したメンバーは、当初の参画メンバーの友人や職場の同僚である場合が多く、個人的なつながりで支援スタッフとなっている場合が多い。メンバーの経歴は多様であり、親の会活動などで中心となって進めてきた者、生活保護ケースワーカー経験者、特別支援学校教員、障がい福祉サービス従事経験者、県や市の福祉行政経験者、消費者保護行政経験者など多様である。公務員経験者が多く、現在は年金生活をしている者が多い。

このように、多様な経験を有するメンバーが支援スタッフになっていることにより、様々な分野に関する知識・技能を有する人材が得られることとなり、支援上での大きな力となっている。

支援スタッフは、交通費及び昼食代実費程度の支給を受け、「有償ボランティア」として参加している。勤務時間等は設定されておらず、各自、各支援チームで時間調整を行い活動している。当然のことながら、緊急の場合には、

即座に対応する体制となっている。

個々のケースを担当する支援チームは、常時打ち合わせをし、担当している方(被後見人等)の情報を共有している。また、事務局長(理事)が有償ボランティアではあるが、ほぼ常勤の形態で勤務しており、各支援チームの活動状況を把握するとともに、チームからの相談に応じている。また、通常は、事務局長以外の理事の誰かが勤務しており、事務局長と連携しながら各チームの活動を支援している。

チームでの活動内容としては、本人の自宅や福祉サービス事業者への訪問、相談支援事業所が実施するモニタリングへの参加などが主なものであるが、キャッチセールス、スマートフォンの多額利用、クレジットカードの多額利用など、消費者保護に関連する支援もあり、本人や家族との面談、業者との交渉(スマートフォンの契約内容の見直しなど)を行う場合もある。また、キャッチセールスで物品購入契約を行った場合などでは、契約の取消に至る場合もある。

ケースによっては、相続について親族間での協議が必要な場合や本人が行った物品購入契約の取消が必要な事案等が発生しており、その際には、弁護士である理事長との協議を行っている。

福祉サービス事業者の多くは、後見人等としての役割(契約の代理など)を理解しているが、一部のサービス事業者には、成年後見制度について十分な理解がなく、サービス利用契約などにおいて当センターとの関りをも十分に持たないままに進めている場合もあり、こうした場合には、後見人等の役割を福祉サービス事業者側に丁寧に説明して理解していただきながら対応を進めている。

なお、支援スタッフ16人では、現在の受任件数への対応が限界に近くなってきていることは事実である。一方、支援スタッフの多くが、個人的なつながりから参画していることもあり、新たにスタッフとして参入してくる方々

は少なくなっている。

運営会議は、年数回開催している。会議の構成員は、理事長及び一部の理事(法人内部委員)のほか、障がい児教育が専門の大学教授経験者、税理士、司法書士、障がい福祉サービス事業所の所長、障がい相談支援事業所の所長の外部委員であり、法人の運営に関する事項の検討協議、事例検討などを行っている。関係分野・領域の専門家から直接意見を聞く機会となっている。

監事は、経理面の監査に留まらず、支援に係る事務処理、受任している方の支援状況についても、監査の対象として監査実施している。

#### 4 事務局の体制

成年後見センターもりおかの設立にあたっての課題の一つが、事務局体制をどのようにするかであった。

まず、事務所の設置をどうするかという課題があった。法人として後見活動を行う場合には、相談の場、支援スタッフの打ち合わせの場、ケース記録の安全な保管のための場、通帳等の管理のための金庫の保管の場などとして、事務室の確保が必要であった。最終的に、利便性の高い場所に事務局を確保しなければ、相談や実際の支援に支障を来す可能性もあり、家賃負担が大きくなるものの、盛岡市内の中心部に物件を求めた。当初、事業に伴う収入や補助金などの収入がない中で、事務室を確保することには経費面での懸念もあったが、最終的には現在地(岩手教育会館内)に事務所を設けることができた。

法人運営のための事務処理体制としては、事務局長のもとに各支援スタッフが、理事会等の諸会議の準備、経理事務、ケース保管、市町村や他団体との連携等の役割を分担している。事務局長や経理事務担当者はほぼ毎日している。

現時点では、事務局としてスムーズに機能



しているが、次第に業務量は増大している。事務局スタッフは基本的に有償ボランティアであり、今後、さらに業務量が増大する場合には、有給常勤スタッフの確保が必要になると考えられる。

## 5 法人の収支

2018 年度決算から、成年後見センターもりおかの収支の状況をみると、収入額は 7,989 千円、支出額は 7,646 千円である。収入内訳では、会費収入 532 千円（約 6.7%）、寄付金収入 1,297 千円（16.2%）、助成金収入 827 千円（10.4%）、後見報酬による事業収入が 5,283 千円（66.2%）などとなっている。支出額は 7,646 千円であり、支出内訳では、事業費（後見等の活動費、広報啓発事業経費、研修経費など）がほとんどとなっており、その主なものは、支援スタッフに支給しているバス代実費及び日当（昼食代程度）が 2,380 千円（31.1%）、後見活動等にもなう旅費が 885 千円（11.6%）、事務所家賃が 1,889 千円（24.7%）などとなっている。

なお、助成金収入は、岩手県が民間企業・団体の協力などにより設立した、公益財団法人岩手福祉基金及び公益財団法人いきいき岩手支援財団からの助成である。助成金収入は、広報誌の発行、研修会の開催、成年後見に関する手引きの作成発行などの費用に充てており、被後見人等を対象とした支援活動のみならず、成年後見制度の普及啓発、市民後見人として活動することを希望している方々への研修や情報提供など、法人としての活動の幅を広げるための貴重な財源となっている。

国は、2013 年度に市町村が実施主体である「成年後見制度法人後見支援事業」を創設しているが、成年後見センターもりおかは、これまで、この事業による支援を受けた経過はない。また、地元市はこの事業のための予算措置を行っていない。

収支は、これまでほとんどの年度で単年度黒字となっており、2018 年度末の次年度繰越

金は、約 7,200 千円となっている。ただし、収入内訳からもわかるとおり、寄付金収入がなければ赤字決算となる。支援スタッフが限られている中で、受任数を増加させることにも限界があり、収入を大幅に増加させることは困難な状況にあると考えられる。

一般に、後見人等は、旅費や事務費などの支援業務に伴って発生する費用の実費を、「後見事務費」として本人の負担とすることができる。成年後見センターもりおかでは、本人負担としている事務的経費は、登記事項証明書の発行手数料や本人に直接関係する文書の発送経費などのみであり、支援に伴う旅費などの経費については被後見人の個別負担とはせず、事業費収入（中心は後見報酬）の中から支出している。

なお、被後見人等に預貯金がほとんどない、収入が乏しいなどの事由により、後見報酬のもととなる預貯金がないため、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行うことができない事例が、ほぼ毎年度発生している。

岩手県の市町村では、後見報酬に対する市町村助成について、「市町村長審判請求」（いわゆる市町村長申立て）の事例に限定している場合が多い。2019 年 3 月 18 日成年後見制度利用促進専門家会議資料「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」<sup>6)</sup>によると、岩手県内市町村（33 市町村）全てで、市町村長審判請求事例については、報酬助成の対象となっているが、本人申立て事例や親族申立て事例について報酬助成の対象としている市町村は 8 カ所のみと 4 分の 1 以下となっている。

また、成年後見センターもりおかが受任している事例では、高齢になることに伴い、障がい福祉サービス利用（在宅生活やグループホームでの生活）から介護サービス利用（例えば、認知症対応共同生活介護、介護老人保健施設などの施設利用）に移行し、応能負担から応益負担となることに伴い、乏しい預貯金を取り

崩して生活している方が出現している。当面はこれまでの蓄えで何とかなるが、数年後には、それを取り崩してしまうことが予想されている方も存在する。また、障害基礎年金が1級から2級へと認定が変更となったため、重度障がい者を対象とする医療費助成制度の対象外となり、医療費負担の発生に伴い、毎月の生活が赤字すれすれもしくは赤字となる方なども出現している。

こうした所有財産が乏しくなっている方々について、家庭裁判所に報酬申立を行うことは困難になってくる可能性が大きく、申立てしたとしても、裁判所で報酬付与の決定を行わない可能性もある。

法人の活動は後見報酬が主たる財源であり、後見報酬が得られない場合には、法人として活動を進めていくことが困難となる。今後は、市町村が、市町村審判事例に限定せず、本人の状況に応じた柔軟な報酬助成を行うことが必要不可欠と考えられる。

## 6 不正の防止

2018年5月作成の厚生労働省資料<sup>7)</sup>によると、2017年1年間の後見人等による不正報告件数は294件であり、その内、専門職後見人等によるものが11件となっている。成年後見制度の利用が進まない要因の一つとして、後見人等による不正事件があると考えられ、不正事件の存在が、利用しようとする方々に抵抗感を与えていることも否定できないであろう。また、NPO法人に限らず、法人が後見等を受任する場合、不正が発生しないような体制を整えることが持続的に活動するためには不可欠であり、不正の防止については、法人設立当初から取組みを進めている。

具体的には、金銭の出納において、支援スタッフ、経理担当スタッフ、事務局長の3者を經由する相互牽制の体制をとっている。また、銀行印の保管、通帳の保管については、貸金庫の利用、管理者の明確などにより、不正が発生し

ない体制を整えるとともに、監事による監査のほか、税理士事務所の指導を受けながら適正な金銭管理に務めている。

## 7 受任以外の活動

成年後見センターもりおかでは、盛岡市などの関係行政機関・団体と連携しながら、後見等の受任以外にも多くの活動を支援スタッフで分担しながら進めている。

### 1) 相談活動

平日毎日、おおむね午前10時から午後4時頃まで電話や来所による相談を受け付けている。相談については知的障害者に限定せず、成年後見制度が対象とする方々全てを対象としている。2019年の相談件数等は65件で、知的障害者に関する相談が17件(26.2%)、精神障害者に関する相談が9件(13.8%)、認知症高齢者に関する相談が22件(33.8%)、その他の相談が17件(26.2%)であった。

相談の実施については、リーフレットやホームページへの掲載のほか、盛岡市広報に相談日を掲載依頼して周知している。相談経路としては、これらの媒体を通じた相談以外にも、障害者相談事業所や地域包括支援センター、市町村からの相談がある。

成年後見制度に関する利用相談から申立てに繋がる場合もあり、家庭裁判所ホームページ掲載の申立書記載例などをもとに、申立書や関係書類の作成支援を行っている。来談者が、成年後見制度の利用が必要と判断しても、実際の申立て書類の作成は簡単ではなく、その煩雑さに立ち止まってしまい、申立てを躊躇する場合もあり、「申立て支援」の取組みが大切と考えられる。

### 2) 会報の発行等

毎年2回、「会報」を発行しているほか、リーフレットなどの活用による制度の普及・啓発、制度利用に関する各種手引きの作成などを行っている。

### 3) 市民後見人養成講座の共催

盛岡市では2016年度から、成年後見センターもりおかと共催で市民後見人養成講座を開催している。この講座の開催に当たっては、盛岡地域の関係団体から構成される「成年後見制度の充実を目指すネットワーク会議」（盛岡市社会福祉協議会主催）に参画している団体の全面的な協力を受けており、各団体から講師の派遣を受けながら実施している。

市民後見人養成講座の修了者は、2018年度までの3か年で、計139人（2016年度53人、2017年度59人、2018年度27人）の修了者がでている。また、2017年度からは、修了者を対象に、フォローアップ研修を実施している。2018年度からは、盛岡広域の市町村の住民にも受講を呼びかけ、広域市町村の共同事業としてこれら事業を実施している。

既に100人以上の方が講座受講を修了しているが、これまでのところ、修了者が後見等を受任した経過はなく、実際に受任できるように進めることが、課題となっている。また、講座修了者が受任した場合の支援体制についても未整備なままであり、今後、市民後見人の養成、活用、受任後の支援までの一連の体制を整えることが課題となっている。

#### 4) 父母の会、親の会、福祉施設等に出向いの講座、相談会の開催

障がい者の父母の会、福祉サービス事業所などの要請により、当センターの理事などを講師として派遣しており、その際に、個別の相談にも対応している。

#### 5) 調査活動

2017年度には、盛岡市及びその周辺に所在する事業所を利用している方（知的障がい者、精神障がい者）のご家族を対象に「成年後見に関する家族意識調査」を実施した。

#### 6) 法人後見ネットワークの形成

岩手県内では、一部市町村が、成年後見センター（成年後見制度利用促進基本計画による権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関）を市町村社会福祉協議会やNPO法人に

委託する形で設置してきており、これらの団体と連携して法人後見活動を進めるため、2016年度に「いわて権利擁護法人後見ネットワーク」を結成し、当センターが事務局となり、他の団体と連携協力してささやかではあるが活動を進めている。

#### 7) その他

親族が後見人になっている場合に、相続が発生した際に、特別代理人を受任する場合がある。

## IV 支援の実際について

受任したひとり一人の方々には、それぞれの生活史があり、それぞれに特徴や支援課題がある。成年後見センターもりおかでは、民法858条及び859条の規定に基づき、後見人等として支援業務（身上保護及び財産管理）を誠実に進めている。NPO法人としての設立の考え方からも、身上保護を重視した業務方針としている。この、身上保護業務の主要な事項・内容は、以下のとおりである。

#### 1) 介護・福祉サービスの利用支援

受任しているほとんどの方が福祉サービス（障がい福祉サービス、介護サービス）を利用しており、相談支援事業者、ケアマネージャーやサービス提供事業者との連携のもとに、サービスが的確に利用されるように努め、半年に1回程度開催されるサービスのモニタリングには、必ず参加している。福祉サービスの利用契約などについては、必ず理事長名での契約を行っている。また、月に1回程度は本人に面会し、健康状態の確認、本人のサービス利用状況、金銭の必要性の確認と受け渡し、本人の心配事項や生活上の希望を確認するよう努めている。こうした活動を通じ、日常的な関わりの継続を重視した支援を進めている。

また、福祉サービスの利用支援は、民法が求める身上保護業務の中核と考えられ、本人がどのようなサービスを必要とし、どのような暮らしを望むのかに基づいて進められる必要

があるが、知的障がい者の場合には自らの意思を表明することが十分にできない場合もあり、「本人が望む暮らし」を本人の意思を活かしながらどのように形作っていくか、身上保護業務の重要な課題と考えられる。

相談支援専門員が作成したサービス提供計画を、後見人等として丸呑みするのではなく、本人から生活上の困難や希望を丁寧に聞き取り、確認しながら、相談支援専門員と十分に話し合い、本人を中心として計画を策定することが不可欠である。

筆者が担当した事例であるが、ホームヘルパーによる家事援助（調理）サービスを利用していた方（アパートでの単身生活者）が、調理技術が向上して、食事作りの多くのことを本人一人で可能となった。この段階で、相談支援専門員は、家事援助サービス回数を少なくするプラン案を作成したが、こうした場合でも、サービス利用回数を簡単に減少するのではなく、本人が1人で可能になったことを受け止め評価しつつ、仮に1人で調理することになった場合、本人が困難と感ずること、心配になることについて対話を通じて確認しながら、本人、相談支援専門員、後見人等と協働して計画策定を進める必要がある。

この方の場合、モニタリングの場面で、本人に、「ヘルパーさんの支援が必要なくなっているのでは?」「一人でできますか?」と問いかけると、「はい、わかりました」「できます」などと応えたが、「ヘルパーさんがいない場合には、どうしますか」とさらに問うと、本人が涙目になり、「一人でできると思うが、誰かに見てもらわないと心配になる。できないかもしれない。」と話した。結果として、こうした本人の気持ち、不安を考慮し、家事援助の回数は変更しないこととなった。

一見「自立」しているように見えても、誰かの支え、支援のまなざしがあるから「なんとか一人でできる段階」があるのであり、こうした段階を経ながら、「確かな自立の段階」に時間

を要するかもしれないが、徐々に到達すると考えられ、障がいのある方々への支援の基本的な視点を常に考えさせられている。

この方の場合には、最終的に自分の意思を表明することができたが、全ての知的障がい者が意思表示できるわけではないと考えられ、特に障がい重い方などの場合に、本人の意思に沿った、本人が望む支援のあり方をどのように確認していくかも重要な課題である。また、本人が、必要な支援やサービスを思い描けない、知識がない場合なども想定され、生活している地域にどのような社会サービスがあり、どのように利用できるかについても、伝える努力を進める必要がある。

アパートなどで単身生活している方の場合には、電気器具が動かなくなったなどへの対応が必要となる場合もあり、本人からの要請により、緊急対応する場合もある。

## 2) 余暇支援などの本人の希望への対応

本人から、「県外に旅行したい」、「歌手のコンサートに行きたい」、「釣りに行きたい」など、様々な希望が寄せられる場合がある。後見人等が行う業務の範囲には含まれないと考えられるが、ご家族が対応できない場合には、出来るだけ本人の意向を尊重し、県外旅行の場合などには経費の支出について家庭裁判所とも相談して、支援スタッフが同行して旅行するなどの対応をしている。

このような支援を、後見人等が行うことについては、成年後見センターもりおか内でも、様々な考え方が存在しているが、これまでは本人が望む生活の実現を支援するという視点に立って、本人の希望に沿った対応を出来るだけ進めてきた。今後も、法人全体としてこのような方向での対応を行うこと自体には、大きな異論はないと思われる。しかしながら、旅行への付き添いや釣りに同行することは、民法が後見人等に求める「身上保護」の範囲に含まれないことは自明であると考えられ、また、支援スタッフの活動について損害保険に

加入し、本人についても損害保険に加入してはいるが、何らかの事故が発生した場合の責任問題なども懸念材料ではある。

県外に出向いての1泊旅行などが、現在の障害者総合支援法による障がい福祉サービスでは、介護給付や自立支援給付メニューや地域生活支援事業のメニューに含まれていないと考えられる中で、本人の生活の質の向上のために、余暇活動をどのように支援していくことが適切なのか、今後の検討課題と考えられる。

### 3) 本人が望む生活の場の確保

現在生活している場について、知的障がいのある方が、自ら不満を述べる、他の場所で生活したいといった希望を述べるといったことは必ずしも多くないと考えられる。

受任ケースには、障がい者施設での長期間の生活、精神科病院等への長期の社会的入院などの状況にある方が存在する。

国が2017年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画本文の冒頭には、成年後見制度における「ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念」という表現がなされおり、長期間の施設生活や入院生活をしている方々について、現在の生活を維持するだけでなく、本人の状況や希望などを尊重しながら、出来る限り本人が望む生活を実現する方向で後見等の活動を進めることが重要である。

成年後見センターもりおかでは、このような視点に立ち、障がい者グループホームからアパートへの生活移行を契機とした受任、長期入院者の生活の場の再検討、要介護状態となった方の介護事業所への移行などいるほか、受任している方すべてについて、現在の生活の場が、本人にとって望む姿であるかどうかを常に検討している。

70代や80代となっている方で、障がい者サービスから介護サービスを中心とした支援に移行する必要のある方について、介護福祉施設や認知症対応型共同生活介護につなげてい

る場合もあるが、施設の絶対数が限られており、自己負担制度が異なる中で負担増が想定されるなど、様々な困難にぶつかる場合が少なくない。

### 4) 親の死亡とそれに伴う支援

成年後見センターもりおかは、「親なき後の生活支援」を重要なテーマの一つに出発した経緯があるが、受任開始後数年を経て、実際に両親とも亡くなるというケースが複数発生している。親が遺言を残していた受任ケースは、これまでのところない。

親が死亡すると、子どもへの相続が始まることとなり、他の相続人とも協議しながら相続手続きを進めている。相続人が本人のみの場合もあり、相続するか否かを含めて、本人の利益の最大化を基本視点に対応している。

また、生活に必要な支出を確実に行う、本人の状況にあった障がい福祉サービス利用を着実に進めるといった、後見人等の本来の役割を果たしつつ、「親なき後の生活支援」を進めている。

こうした支援を進めるうえで重要なのは、相談支援専門員、障がい福祉サービス事業者などとの連携協働であり、これらの方のほかに、親族、医療関係者、市町村などと連携しながら、本人を中心とする「支援ネットワーク」の形成が不可欠である。

### 5) 契約の取消権の行使

受任している事例の中には、家族と同居しているが、家族が本人の金銭消費についてコントロールできない方も存在している。

例えば、多額なクレジットカード利用、インターネットによる車の購入、街角でのキャッチセールスでの契約、スマートフォンによるアダルトサイトの高額利用などである。

保佐類型や補助類型の方についても、家庭裁判所と話し合い、本人が契約できる金額の範囲を定める審判を得るなどして、本人の意向と経過等を十分に確認しながら、契約の取消を行っている場合がある。

また、こうした契約の取消を行うだけではなく、本人と話し合いながら、収入内容の確認と日常必要な金銭額の確認、すぐには消費しないお金の貯蓄の指導なども行い、金銭面からの計画的な生活の組み立てを進めるための指導なども行っている。長年の生活習慣の中で、収入のほとんどを飲酒やカラオケなどに消費することが固定化している方もあり、人間関係を構築しながら、時間をかけて信頼関係を構築しながら進めている。

#### 6) 複数後見の取組み

後見等には、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が個人として単独で後見人等になる場合、法人が後見人等になる場合、これら後見人等に監督人が付く場合などがあるが、こうした単独の後見等に加え、複数人が共同して後見人等となることのできる場合がある。

成年後見センターもりおかでは、数年前から、家庭裁判所が親族と成年後見センターもりおかによる複数後見の審判を行ったことにより、後見を親族とともに受任し、親族が主に身上保護を、成年後見センターもりおかが財産管理を担当している事例がある。担当領域が分かれているが、定期的に相互で話し合いの機会を持ちながら、連携協力して後見等の業務を担っている。親族にとっては、身上保護の進め方について相談できる相手が存在することとなり、また、家庭裁判所への定期報告書類の作成などについて共同で行うこともできるなどの利点がある。

また、本人の知人と成年後見センターもりおかが複数後見等を行っている事例、他地域在住の市民後見人養成講座修了者と成年後見センターもりおかが複数後見等を行っている事例がある。市民後見人養成講座修了者との複数後見においては、担当分野を分けず、身上保護と財産管理を共同で担っている。

複数後見等は、単独後見に比較して、後見人等となった者の間で十分な連携をとる必要が

あり、様々な難しさがあるが、一方で、後見等を専門に実施している法人が共同で後見等の業務を行うことにより、親族や市民後見人等が円滑に業務を行う可能性も拡大すると考えられる。また、自然に相互牽制が働き、成年後見制度の利用阻害要因の一つである後見人等の不正発生を未然に防ぐ手立てともなり得ると考えられる。

## V 考察

以上、成年後見センターもりおかの設立から受任状況や支援の実態等について述べてきた。これまで27件を受任し、NPO法人設立の目的に沿った活動を展開し、社会的も一定の評価を得ていると考えられる。

以下、成年後見センターもりおかの課題や今後の方向性等について検討を行い、考察に替えたい。

### 1 法人後見等のメリットを活かせるか？－支援の継続性とスタッフ確保－

法人が後見を行うことのメリット・デメリットについては、PAS ネットが行った「法人後見のあり方等に関する調査研究事業報告」

(2014)<sup>8)</sup>などに整理されており、個人的な対応が困難な事件への対応、長期間の支援を必要とする事例への支援対応、身寄りも財産もない者への対応などがメリットとしてあげられている。一方、デメリットとしては、個人後見と異なり「顔」が見えにくいことに伴う信頼関係構築上の困難性、意思決定に時間がかかること、担当者の変更により責任所在が見えにくくなることなどが指摘されている。また、田山(2018)<sup>9)</sup>は、法人後見のメリットとして、1)成年後見等に関する多様なニーズに応えることができる、2)後見の継続性の2点をあげ、デメリットとして1)信頼関係の希薄化のおそれ、2)法人としての存続確保の不安定さの2点を挙げている。

成年後見センターもりおかが受任している

事例の内容は多様であり、年齢、対象者の特性、生活の場など、多様な方々を対象として。受任期間が10年間という長期にわたる方もあり、継続的な支援という、法人ならではの特徴を生かした支援を行っている。田山が指摘する、多様なニーズへの対応や後見の継続性に関しは、法人が後見を担うことのメリットを活かした支援を行っていると考えられる。

一方で、設立後10年以上を経過し、法人活動に参画している支援スタッフの高齢化は否定できず、設立当初からかかわっているスタッフは「後期高齢者」となりつつある。これからの10年間を考えた場合、近い将来、支援の担い手であるスタッフの高齢化が進行し、法人活動を維持することが困難となる可能性を否定できない。田山が指摘するデメリットである「法人としての存続確保の不安定」がそのまま当てはまる可能性が高い。今後とも法人として継続的な後見支援を行うというメリットを真に活かしていくためには、継続的にスタッフを確保し、安定した支援を行える体制を確保することが大きな課題となっている。

また、成年後見センターもりおかの現在の受任者数は24人であり、16人の有償ボランティアとして参画している支援スタッフの対応力では限界となりつつある。障がい福祉サービス事業者や市町村経由での相談事例はあり、保有する資産の額や生活の状況から、当センターの受任を望むケースも少なくない。相談に繋がらないままに潜在化しているニーズもあると考えられ、人的な「対応力」をどのようにして強化するのか、大きな課題となっている。

成年後見センターもりおか設立当初には、同じ地域内において様々な人々により後見活動を担う法人が設立され、法人後見が複数の法人により担われるのではないかと期待もあったようだが、実際には、盛岡地域で法人後見を実施しているのは、成年後見センターもりおかのみである。法人後見を行う法人が複

数誕生することにより、相互に連携しながら支援が必要な人々を支援する体制が生まれてくるとも望まれるが、今のところ新たな法人後見実施法人が盛岡地域に出現する兆しはない。

国は、市町村に対し、成年後見を担う法人の育成を呼び掛けているが、盛岡地域の市町村には、そのような動きはない。これまでのところ、法人による後見を望む方に対応できるのは、盛岡地域では、成年後見センターもりおかのみである。

成年後見センターもりおかの活動に参画している支援スタッフは、数十年來の知己である場合も多く、いわば気心が知れた人々のつながりにより構成されている法人といっても過言ではなく、当然の帰結として、新たなメンバーを受け入れることに慎重になる傾向も否定できない。また、このような市民的なつながりで、ボランティア活動として実施している法人の活動に、外部から新たな人物が参加していくことにも、心理的な壁が存在しないとはいえ切れない。

成年後見センターもりおかが、自らの体制強化のため、有給の支援スタッフを雇用し人的対応力の充実を図る道もあるが、収支の状況をからもわかる通り、こうした方向性は、実際には困難である。後見活動を今後ともさらに継続するために支援スタッフをどのように拡大するか、現状では方向性が見えていない。

法人の継続性を確保するためには、1)対象となる方を深く理解し、2)法人設立の理念に共感し、3)身上保護の重要性を理解し、本人や親たちに寄り添いながら支援を展開できる新たなスタッフの参画を継続的に受け入れることが不可欠であり、そのためには、例えば、自治体実施している市民後見養成研修受講者で法人の理念や活動の方向性賛同する方について、一定の研修や体験を経て、スタッフとして活動していただくことを検討する必要もあると考えられる。

## 2 身上保護と後見等業務の質の向上

成年後見人の業務は、一般的に「財産管理」と「身上保護」から構成されていると考えられる。上山(2019)<sup>10)</sup>は、身上保護業務として1)基本的な衣食住の確保等の本人の日常生活にかかる事務(日常生活費等の日常的な金銭管理を含む)、2)趣味や社会参加に関する事項等の本人の精神的な生活の維持・向上に係る事務(精神的な人格権にかかる事務)、3)適正な医療・介護の確保等の本人の生命・身体・健康の保護に係る事務(身体的な人格権にかかる事務)、4)一般的な見守りにかかる事務をあげ、5)日常生活費以外の資産の管理と運用を財産管理事務としてとらえればよいとしている。

また、国が2017年3月に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」は、「これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた」と述べ、今後の制度運営の方向として、「身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべき」と指摘し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めること、本人に寄り添った運用がなされるべきであることを指摘している。

成年後見センターもりおかにおける後見等の活動の特徴の一つは、財産管理を適正に行うことを基本として、身上保護に重点を置いた支援を行っていることにある。上述の上山があげた1)~4)の業務について、全てを成年後見センターもりおかの支援スタッフが主体となって担っているが、障がい福祉サービス事業者などと連携しながら、フォーマルサービス、インフォーマルサービスを組み合わせながら、本人を中心として関係者がネットワークを作り、本人の状況に合わせた支援を進めている。

ただ、上山があげた2)については、必ずしも十分とは言えない状況にあると考えられる。

在宅、施設、グループホーム等、生活の場を問わず、本人の休日における過ごし方、余暇活動支援などについては、今後、検討の余地が大いにあると考えられる。

先に述べた通り、本人が歌手のコンサートに行きたい、旅行をしたいなどの希望を持ち、支援スタッフに希望を伝えてきた場合に、担当する支援スタッフが本人との関係をもとに、コンサートや他県の温泉への一泊旅行に同行する場合もあるが、法人として「精神的な人格権に関する事務」をどのように進めていくのか、例えば地域ボランティアの参画を得るといったことも含め、今後、さらなる検討が必要と考えられる。

また、後見等の活動が、本人にとって真にメリットを有するものとなっているかについても、常に自己評価し、支援方針や方法を見直しながら支援を展開する必要があると考えられる。

この点について池田(2019)<sup>11)</sup>は、「PDCAサイクルに基づく後見実務」を提案し、【PLAN】本人の意思決定支援、心身の状態・生活状態を把握し、課題も確認して、それに基づき方向性・方針を決めていく、【DO】PLANの実現のため契約等の法律行為と財産管理を実践する、【CHECK】DO(契約等法律行為)に付随した履行状況を確認し、結果の見守りを行う、【ACT】CHECKをかけることによって確認された権利侵害や課題を解決するために契約等を見直し・変更と改善につなぐといったプロセスを示している。

成年後見センターもりおかでは、全メンバーの参加により、毎月1回、全ケースを対象にケース検討を行っているが、受任ケースが増加するにしたがって、1ケースあたりの検討時間が短くなり、簡単な報告に終わらざるを得ない場合も少なくない。また、事務局長や理事が支援スタッフから常時相談をうけ、アドバイスをを行う体制となっているが、何らかのエピソードがあった場合に限定されることが多



く、定期的に、そして必要な時期に体系的なスーパービジョンを行うといった体制にはない。実際には、PDCA サイクルを明確に意識した業務推進となっているとは言い難い。

筆者が 2019 年 7 月に実地に調査した、横浜市所在の「特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ」では、支援スタッフをグループに分け、各グループにスーパーバイザーを配置しているが、成年後見センターもりおかでは、このような対応をすることが出来ていない。また、西田(2018)<sup>12)</sup>は、「よこはま後見つばさ」の現状と課題を検討する中で、受任件数が増加してくると、役員のみでは対応が困難となり、チームリーダー制による業務管理が必要となることを指摘している。

また、「よこはま成年後見つばさ」では、2019 年度から自己評価に取り組んでおり、法人後見実施団体が、地域でさらに信頼を得ていくためには、質の担保の仕組みを導入することが必要であることを指摘している<sup>13)</sup>。成年後見センターもりおかでは、NPO 法人として理事会や監事監査、外部委員を含めた運営委員会などにより、事業計画の策定、課題の検討、法人事業の評価などを実施しているが、後見業務実施状況に関する自己評価などは実施していない。

今後は、成年後見センターもりおかにおいても、個々の受任事例に対する支援について、内部でのスーパービジョン体制の確立、自己評価や外部からの評価を得るなど、業務の質的向上のための仕組みを導入することを、今後、検討する必要があると考えられる。

### 3 業務実施における倫理面の配慮の重要性

成年後見センターもりおかでは、設立後 11 年を経過し、幸いにも業務に関連した倫理面での問題は発生していない。倫理面の問題の発生は、法人後見を行っている団体にとって、致命的な事態を招くと考えられ、事前の防止が不可欠である。

全国では、被後見人等の財産を後見人等が侵害する不正事項が発生しているが、内部牽制が機能している場合、法人後見は、不正防止の面でも有効な取組みと考えられる。

また、被後見人等とのかかわりにおいても、複数人チームによる支援がなされることにより、チーム内での適切な相互牽制が働く限り、倫理面の問題が発生する可能性は小さいと考えられる。

しかしながら、設立後 11 年を経過して一定件数を受任し、法人としての後見活動が順調に進んでいる現状だからこそ、倫理面の充実を図るべきと考えられる。また、今後、新たなメンバーを迎え入れることにより、設立時の理念が十分に伝承されなくなる可能性なども想定しながら、理念や倫理について、確実な伝承と適切な取組みを進める必要があると考えられる。

具体的には、倫理規定などの内部規定の整備、継続的な研修の実施、スーパービジョンを通じた個々の支援スタッフをサポートする仕組みの構築などが考えられる。上述した、「よこはま成年後見つばさ」による自己評価や外部評価の取組みも、大いに参考とすべきであろう。

### 4 今後、強化すべき事項は何か

成年後見センターもりおかとして、今後強化すべき事項は多々あると考えられるが、以下の 3 点をあげたい。

1) 制度利用が必要な方を利用につなげる仕組みづくり

各県社会福祉協議会が実施主体となっている「日常生活利用支援事業」では、利用開始時に比べて判断能力が低下し、成年後見制度の利用が必要とみられる方が増加しているとされ、こうした方々を、本人の意思と必要性などを確認しながら、成年後見制度の利用に確実につなげる仕組みづくりが必要と考えられる。このことについては、国の「成年後見制度

利用促進基本計画」における重要なポイントであり、こうした面についても、法人後見実施法人として、一定の役割を果たす必要があると考えられる。

## 2) 申立の支援

成年後見制度の利用は、申立てから始まる。そのためには、申立書や関係書類の準備が不可欠である。家庭裁判所では、申立て書類の記載モデルをインターネットで示すなどのサービスを行っているが、本人や高齢の親たちが書類作成を行うことには、実際上はかなりの困難が伴うと考えられる。

こうしたことから、申立書作成等の支援を的確に行い、申立てにつなげることが重要と考えられる。

また、その際には、制度を利用する方々とともに、制度利用の必要性、制度利用によってどのようなメリットが生まれるか、どのような支援を求めるかを確認しながら進めることが必要であろう。

## 3) 親族後見人や市民後見人の支援

家庭裁判所は、後見人等からの業務上の質問等には対応してくれるものの、実際の後見業務では、日々、様々な疑問や不安が発生してくる場面が多い。些細なこと内容であっても、疑問や不安に応え、親族後見人や市民後見人の業務を支える仕組みが不可欠と考えられる。

このことについては、国の「成年後見制度利用支援計画」に示されている「権利擁護のネットワークの中核機関」の業務とされているが、成年後見センターもりおかが、これまでの後見等業務の経験を踏まえ、親族後見人や市民後見人の支援に一定の役割を果たすことも重要と考えられる。

また、親族や市民と複数後見人となることにより、共同して後見等の業務を進めることも重要と考えられる。

## Ⅵ おわりに

成年後見制度は、申立てから始まる制度で

あり、本人や関係者が制度利用の必要性を検討することが大前提となる。また、利用相談などにより、必要性を検討するために必要な支援を提供できることも重要と考えられる。制度利用を進めるという立場から、一方的に利用を強制するような方向には進むべきではないと考えられる。本人を中心に、本人がメリットを感じられる制度利用を進めることが必要不可欠であることは、言うまでもない。

親族後見、専門職後見、法人後見、個人後見、複数後見などの、多様な支援のあり方が存在しているのであり、制度を利用する本人の必要と意思に即して、多様な支援が行われることが望ましいと考える。法人後見は、多様な選択肢のひとつであるが、支援の継続性などに大きなメリットを有し、成年後見制度の利用促進において、重要な役割を果たし得ると考えられる。

今回、十分に触れることができなかった、市町村の役割、成年後見制度利用促進基本計画に位置付けられている、「権利擁護支援のネットワークの市町村中核機関」のあり方など、成年後見制度の普及・利用促進には、大きな課題がある。

必要な方が、必要な社会サービスを利用し、その人としての権利が守られ、全ての人が、その人が望む生活を送ることができる社会の形成のため、成年後見制度がさらに機能することを望みたい。

## <謝意>

本稿の執筆にあたって、特定非営利活動法人成年後見センターもりおかの理事の皆様のご協力をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

## 引用文献

- 1) 最高裁判所事務総局家庭局：「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月

- －」, 2019  
[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20190313koukengaikyoku-h30.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20190313koukengaikyoku-h30.pdf) (2019.7.8 閲覧)
- 2) 内閣：「成年後見制度利用促進基本計画」, 2017  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf>(2019.7.8 閲覧)
- 3) 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか：「10周年記念誌」, 2019
- 4) 平野方紹：「親亡き後の生活の実態をどうとらえるのか－障害者実態調査から見えてくるもの－, 地域リハビリテーション, 9(5), 352-355, 2014
- 5) 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか：「成年後見に関する意識調査」結果の概要, 2017
- 6) 厚生労働省：「第2回成年後見制度利用促進専門家会議 参考資料 5 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果＜詳細版＞」, 2019  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000489347.pdf> (2019.9.22 閲覧)
- 7) 厚生労働省：「成年後見制度の現状」, 2018  
[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/genjyou30.5.2\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/genjyou30.5.2_2.pdf) (2019.9.22 閲覧)
- 8) 特定非営利活動法人 PAS ネット：「法人後見のあり方等に関する調査研究報告書」, 2016  
[http://www.pasnet.org/initdoc/report\\_2013\\_houjin-kouken\\_a.pdf](http://www.pasnet.org/initdoc/report_2013_houjin-kouken_a.pdf)  
[http://www.pasnet.org/initdoc/report\\_2013\\_houjin-kouken\\_b.pdf](http://www.pasnet.org/initdoc/report_2013_houjin-kouken_b.pdf) (2019.7.15 閲覧)
- 9) 田山輝明「法人後見の意義と特徴」－比較法的観点から－, 実践成年後見, 72, 4-12, 2018
- 10) 上山泰：「現行法における身上保護の内容と考え方」, 実践成年後見, 79, 15-25, 2019
- 11) 池田恵子：「実務における身上保護（身上監護）の考え方」, 実践成年後見, 79, 26-41, 2019
- 12) 西田ちゆき：「認定 NPO 法人よこはま成年後見による法人後見の現状と課題」, 18(3), 115-128, 現代福祉研究, 2018
- 13) 特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ：「法人の自己評価を実施しました」, 12, 機関誌つばさ, 2019

執筆者紹介（所属）

赤羽 卓朗 八戸学院大学短期大学部 介護福祉学科 教授